

「安全」を保障すること

<目次>

1. はじめに
2. 安全保障とは
3. 現在日本がかかえる問題点
4. 弁論にあたって
5. 参考文献

1. はじめに

憲法 9 条、尖閣諸島をはじめとする領土問題。近年では、人間自身にもその学術範囲を広げた、安全保障というテーマ。実生活で意識しづらいテーマではあるが、弁論大会に参加していくとき、こうした安全保障に関する弁論を聴く機会も多いだろう。さらには、自身の扱う弁論において、安全保障にふれる機会があるかもしれない。

今回は、安全保障問題に対する観点を提供することを目的として発表を行う。内容としては、根本にある「安全保障」という概念の紹介をしたうえで、現代日本において新たにどういった安全保障問題があらわれてきているのか、という点について述べていく。

なお、今回はより多くの問題にふれてもらう為に、解釈の分かれる特定学派などのアプローチは参考にとどめ、現状、問題点を中心におく。

2. 安全保障とは

ここでは、そもそも「安全保障」とは何か、という点について現在までの過程、本発表での定義について述べていく。

安全保障（あんぜんほしょう、英語: **national security**）は、ある集団が生存や独立などの価値ある何かを、何らかの脅威が及ばぬよう何らかの手段を講じることで安全な状態を保障することである。また、軍事的防衛すなわち「国防（defense）」よりもやや広い意味内容を持つ概念であり「何が（＝主体）」、「何を（＝価値）」、「何によって（＝手段）」守るのか、という問題をめぐる概念である。その目的のための体制・組織などを指す場合もある。

国際関係における安全保障とは主として他国からの防衛を中心にするものである。先に述べたとおり、もともと安全保障とは「自国領土に対する外国の侵略を軍事力によって守ること(国防)」を意味した。しかし、冷戦崩壊後、9・11テロ事件を経た今、伝統的な安全保障の定義のみでは不十分になってきた。経済のグローバル化と相互依存が深まり、国家の安全と国際社会全体の安全が密接にかかわるようになった。加えて、国家の安全保障(security)に、市民一人ひとりの安全(safety)が含まれるとの議論も多くでてきている。しかし、価値と手段については拡散現象が引き起こされているにもかかわらず、主体としての国家については変化が見られていない。

それは、結局のところ国際システムと個人を結ぶインターフェースとして今のところ国家以上に効率的な主体は存在しないため、全体として考えると両者の結節点としての国家が安全保障を担うのが相対的には最も適当だということを意味している。つまり、「安全保障」は「国家」が行うことが前提としてあるのだ。

参考：「安全保障」への様々な考え方

* ウォルファーズ（1952）：客観的には、獲得した諸価値に対する脅威の不在、主観的には、そうした価値が攻撃される不安の不在

* ウルマン（1983）：相対的に見てある程度短い時間の中に、人々の生活水準を損ない、政府ないし非政府主体の政策選択肢をせばめてしまうような一連の出来事および行動に対抗すること

* 山本吉宣、衛藤藩吉（1991）：領土、人民、財産を守ること

* ハフテンドーン（1991）：価値およびシステムを維持することと、それに対する脅威がないこと

* コロジェ（1992）：最も純粋な安全保障は人間の自由

* シュルツ、ゴッドソン、グリーンウッド（1992）：国家の生存ないし福利にかかわることであって、主に軍事的手段によって行われる

これらを受けて、ここでは、「国家が、現状の維持・成長をしていくために、それを阻害する外的圧力から、予防・対処をしていくためにとる政策とその方針」を安全保障の定義とする。

3. 現在日本がかかえる問題点

この発表では、数多く出ている安全保障問題のなかでも、特に明大雄弁部の部員にとって参考になるとと思われる問題を私なりに挙げ、紹介していく。

次の3点について、順に紹介していく。

・資源安全保障(今回は、水資源に限定して紹介する。)

・人間の安全保障

・サイバー安全保障

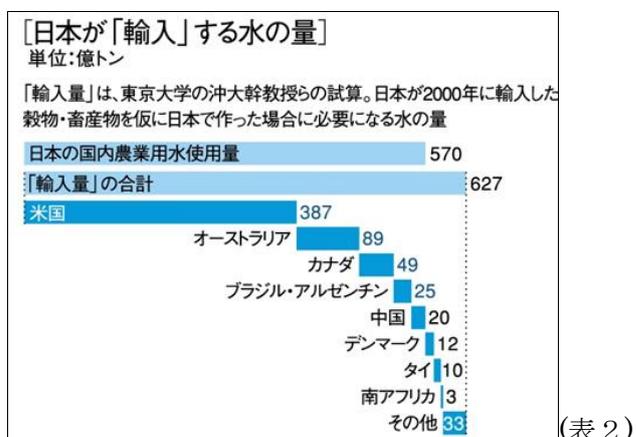
3.1 資源安全保障(水資源)

資源安全保障では、「資源の安定確保」を定義の中心としている。

人類にとって、資源・エネルギーは経済活動を行い、資本の価値を増殖させていくのに欠かせない国力の前提的存在である。鉄、アルミ、化石燃料...など、時代や地域によっての差はあるが、これらは人間の快適な生活を支えてきた。

今まで、各国のもつ資源をめぐる、幾度も紛争が行われてきたことは、言うまでもないことだろう。(例 アラブ・イスラエル戦争、尖閣諸島領有権問題)

ここでは、人間生活に最も重要な「水」の安全保障に関して、日本の、「水源地」をめぐる問題を採り上げる。



(表2)のデータに示す通り、日本は水資源(※仮想水含む)を大量に輸入している。

※仮想水 主に農産物・畜産物の生産に要した水の量を、農産物・畜産物の輸出入に伴って売買されていると捉えたもの。ヴァーチャル・ウォーターともいう。

そんななか、ある問題が生じている。それが、「外国資本による森林買収」だ。

買い手の多くは中国系企業だ。中国では、ペットボトルの需要が高く、2004年には、年間消費量が96億リットルにまで拡大した。(日本のペットボトル水の消費量は年間約25億リットル。)

そうした巨大な需要に応えるために、日本の山林にまで足をのぼしてきている。だが、これには次の3つの問題点がある。

- ・ 国家にとっての要地を押しえられる危険性
- ・ 「水」を育む地盤である森林が日本から徐々に失われる危険性
- ・ 地域の住民に不利益な地盤となってしまう危険性

以上の点は、以下に述べる点が原因となって問題化している。

1. 森林の値段が不当に安いから

林地の価格は十七年以上、下落しており、立木価格も25年以上にわたって下がり続けている。加えて、現在林業従事者が全国で5万人ほどしかいないこと(うち26%が、65歳以上)であることから、管理・営林をやめ、売りに出す人があとをたたない。

2. 水源林としての海外需要

前述の中国企業含め、世界から安く買える水源林として高い注目を集めている。この際、買い手が仲介者やダミー企業を使うケースが多いために、実際に所有者が誰なのか、分かりづらくなっている現状がある。

3. 行政のシステムの不備と法的不備

地籍調査が半分しかすすんでおらず、境界が未定で、誰が所有者か曖昧な状態になっている森林が6割もある。ゆえに、所有の現状にはあまり正確性がないといえる。

さらに、国土調査や土地利用規制は国土交通省、森林行政一般は林野庁、地下水を含む環境行政一般は環境省、このほか厚生労働省、経済産業省など、森林資源や地下水を含む水資源の保全に関しては所管が複数の官庁に分かれており、包括的な行政が行われていない。

民法は「土地の所有者は、法令の制限内において、「その土地の上下に及ぶ」（第二百七条）と定めている。このため、地権者になれば地下水などを自分のものにできる可能性がある。

3.1-2 現在の、この問題に対する行政の政策

国：2011年4月、すべての森林の土地所有者の移転について事後届出を義務付ける改正森林法を制定した。

地方：2013年3月までの1年間で、11都道府県において水源地域の土地売買の事前届出を義務付ける「水源地域保全条例」が成立

（北海道、埼玉、群馬、茨城、山梨、山形、福井、富山、石川、長野、岐阜）

3.1-3 残る課題点

- ・事後の報告では問題を未然に防ぐことができない。
- ・登録簿の整備、土地関連法の改正、土地の横断的な管理
- ・林業の高齢化、人員不足

3.2 人間の安全保障

ここでは、人間の安全保障という概念の発生過程を挙げた上で、実際に問題に対しどういったアプローチをしているのか、活かされているのかについて紹介していく。

3.2-1 定義と発生過程・特質

人間の安全保障は、従来の国家優先の考え方と異なり、国家の最小構成単位である個人に焦点を定め、人々が威厳をもち、身近にある「恐怖」や「欠乏」に苦しめない快適な社会をつくることをその定義の中心におく。また、エイズや環境問題などを研究対象に含める場合もあるため、非常に多くの要素を包括する概念である。

その特質として、1.普遍的、2.相互依存的、3.予防できる、4.人間中心であることがあげられる。

この概念は、東西冷戦後多発する地域紛争の際に、国家が国民の安全を確保する機能を失うという状況があらわれてきたことを要因としている。そのような状況に対し国際社会が、どのように紛争当事国の国民の安全保障を確保すべきかという課題に、1993年の国連開発計画(UNDP)において、国土の安全ではなく人々のための安全保障がある必要性が唱えられ、94年の年次報告によって具体的なその定義が決定した。

当初は発展途上国における生存条件の改善を訴えるものだったが、2003年には人間の安全保障委員会が、人為的な脅威に加えて、「自然災害」も人間の安全保障の概念に含まれると言及した。現在はさらに広範なものとなりつつある。

現在の人間の安全保障における脅威の定義は、次の2点である。

1. 欠乏からの脅威
2. 恐怖からの脅威

欠乏からの脅威は、食物や物的資源、インフラなどの公的資源に対する物質的欠乏と、その脅威である。恐怖からの脅威は、地域紛争・民族紛争・宗教的対立およびテロリスト犯罪などの暴力的な脅威である。

以上、人間の安全保障の発生過程、定義について述べた。次に、日本においてこの概念が、どう扱われているかについて紹介する。

3.2-2 日本における人間の安全保障

日本では、未だ国連の枠を離れた域外協力活動に関する国内法整備が進んでいないため、『人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けた ODA を実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う』（外務省）として、平和的手法で、主に海外の人間の安全保障の実現を試みるにとどまっている。

その活動の一環として、2000年に国連の「人間の安全保障基金」を創設。

その後もコソボ紛争や東ティモールの難民救済・復興支援などに66億円を拠出。2007年までに170件以上の案件について計画を実施し、拠出された金額は累計で約335億円にのぼる。またそれ以外にも、人間の安全保障委員会への支援、人間の安全保障関連のシンポジウムの開催、「人間の安全保障フレンズ」の立ち上げ等、さまざまな取り組みを行っている。

3.2-3 人間の安全保障が扱うカテゴリー

ここでは、これまで述べてきた概念が、あらわれた問題に対し、実際にどうアプローチしてゆくのかを、人間の安全保障の主要な構成要素を列挙したうえで、実践的な例として、国連大学が発表した 3.11 大震災に関する文章を紹介していく。

<人間の安全保障の主要カテゴリー(UNDP 発表)>

- ① 雇用と収入の確保、② 基本的な食糧の保障、③ 疾病など健康面の不安がないこと、④ 環境破壊からの安全、⑤ 物理的暴力(女性や弱者に対する暴力、戦争、民族紛争)がないこと、⑥ 地域的・民族的社会における安全、⑦ 人権侵害や抑圧からの保障、の 7 点である。

——国連大学 「3.11 後の日本における人間の安全保障」 より——

自然災害は人間の安全保障の「環境の安全保障」に属する。

「経済的な安全保障」：自然災害に襲われた時に人々が被る影響は平等ではない。より貧しい人々、より脆弱な人口集団が集中的に被害を受ける。東北地方では、大企業や政府に雇用されていた人々はほとんどの場合仕事を続けることができたが、その一方で自営業者や日雇い労働者は、新たな勤め口がなかなか見つからない場合が多かった。そして収入源を失った人々は、さらなる自然災害であれ、景気の悪化などのその他の事象であれ、将来における何らかの打撃に対する脆弱性が増すことになる。

「食料の安全保障」：災害直後の復旧期間における主要な問題は、被災者に生活必需品を届けることだが、その際に適切なもの、すなわち栄養のある食物ときれいな水を届けることは非常に重要である。だが実際には津波の直後、被災地に食料がなかなか届かなかった。その原因は、食料配給の計画が神戸で起きたような大地震の発生を想定して策定されたものであり、地震に続いて津波が起こる場合が想定されていなかったためである。避難所の人々に配られたのは主におにぎりやパンで、これらはあまり栄養に富んでいるとは言い難く、食物源としてこれらの食品に過度に依存することは実際に健康障害を引き起こす。

「**健康の安全保障**」：災害後は、外傷や病気の脅威についての差し迫った懸念がある。これに比べてあまり知られてはいないものの非常に重要なのが、既存疾患への対処という問題である。例えば、定期的に薬剤を服用している人々に医薬品を供給する必要がある。災害直後の外傷患者への対処が終わると、既存疾患を持つ人々の管理が喫緊の課題となる。したがって、災害前からの既存疾患や災害後に発症する疾患といったその他の健康問題に対処するため、対応チームのメンバーに外科医だけでなく一般開業医も含める必要がある。

「**個人の安全保障**」：自然災害で人々は、家族や友人、家、財産、すべての生計手段といった何もかもを失う可能性がある。東北の震災の後、人々が仮設住宅に移ったり別の居住場所を見つけたりするにつれ、避難所の数は急速に減少した。しかし、政府による恒久住宅の再建は遅々として進まず、人々の生活は依然として宙に浮いた状態にある。もう一つの重要な問題は、日本では多くの人々、とくに高齢者がいまだ自宅に大金を置いており、その多くが津波で流されてしまったため、多くの人々が貯金を失い困窮していることである。

「**コミュニティの安全保障**」：私たちの人生は、家族、友人、そして住んでいるコミュニティとの結び付きによって意味を与えられている。自然災害によって、これらの関係が破壊・断絶される、あるいは厳しい試練にさらされる可能性がある。津波の後、小さな村の住民たちはつねに同じ避難所や仮設住宅に入れるわけではなく、結果として住民のための極めて重要な支援ネットワークが失われた。また原発事故のため、多くの家族が離れ離れで暮らすことを余儀なくされた。よくみられるケースは、夫が仕事のために福島に残り、妻と子供が放射線の心配のない国内の他の地域に移り住むというものである。

「**政治的な安全保障**」：大災害の後においても、人々の基本的人権が尊重され保護され続けることが極めて重要である。また、権力を持つ者が透明かつ説明可能な方法で統治を続けることも重要である。しかし日本ではそうはならなかった。福島第一原子力発電所で事故が起きた時、政府と東京電力はオープンに行動し、何が起きているのか、また何が起こり得るのかについて率直で正確な情報を提供することができなかった。

以上、事例として示すために、ほぼ原文のまま出させて頂いた。

3.2-4 今後の課題点

最後に、「人間の安全保障」のもつ今後の課題点についてまとめる。

①「国家・国民の安全保障」との関係。国家が破綻していた場合、人間の安全保障とは相互補完的な関係になるが、国家が過剰に国民生活に関与してくる場合、両者は相反する関係になる。その時に、どちらを優先するか。

②国際的な安全保障との関係。A国が自国民に対して圧制をしき、虐げていた場合、これまでは隣国は干渉していかないのが一般的だった。この時に人間の安全保障は犠牲になっていた。

現在は、過度の人権侵害に対しては、一定の介入が許される(保護する責任)との議論もあがっている。

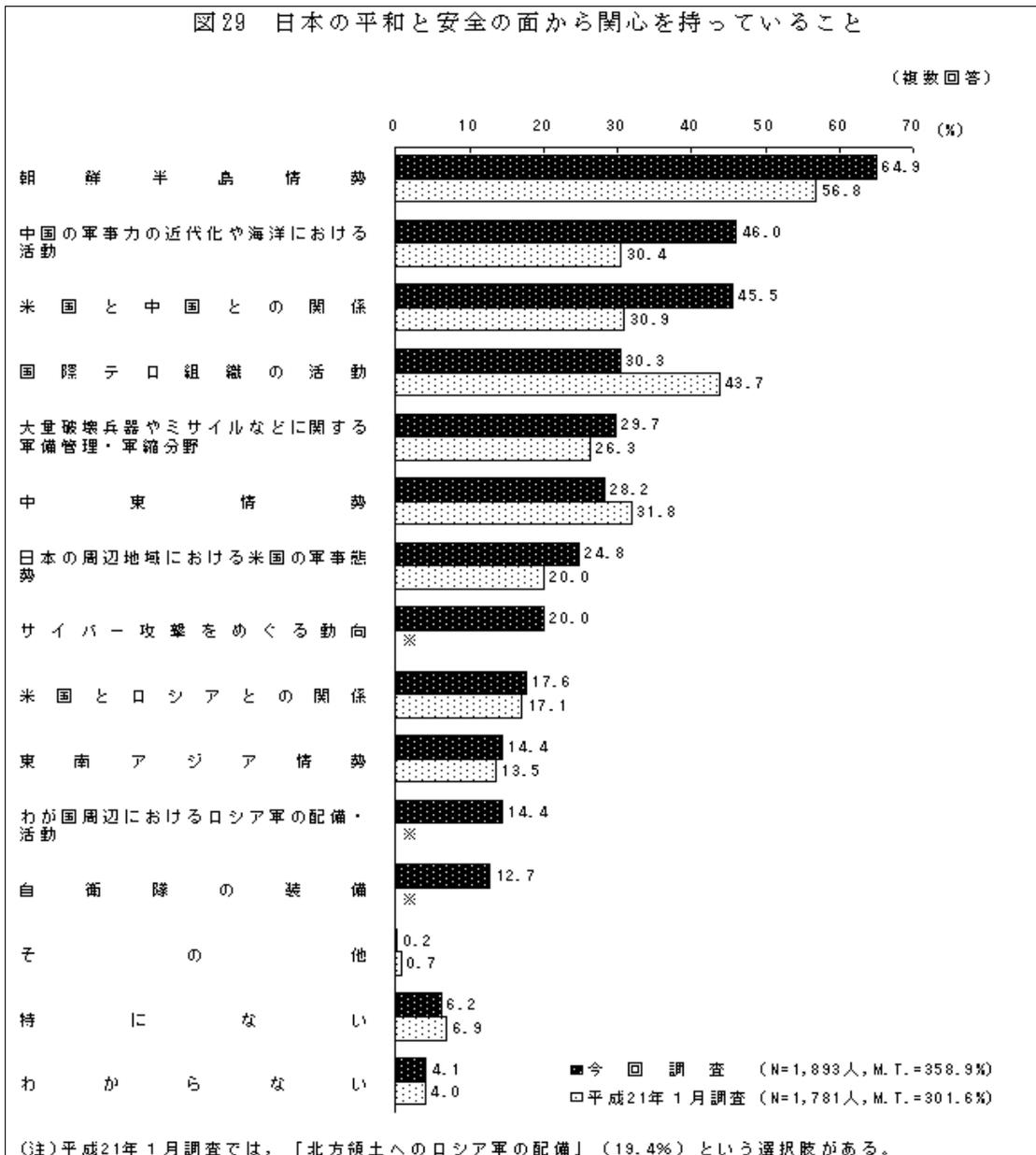
③扱う範囲について。安全保障の概念をどこまで拡大するか、「何にでも安全保障の概念が適用できるのか」という議論が残っている。例えば、環境の安全保障に対して、「安全を保障する対象」は、国家、特定の地域、地球全体のいずれなのか、それは「環境問題」なのではないかという意見もある。

3.3 サイバー安全保障

最後に、サイバー安全保障について、その定義、脅威の内容、その問題点、世界の動きと日本政府の政策、今後の課題点について順に述べていく。

その前に、このサイバー攻撃という問題に対して、日本人がどの程度関心を持っているか、(表3)で見てもらいたい。安全保障問題のなかでも、他と比べて、小さくこの問題が受け止められていることが分かると思う。

図29 日本の平和と安全の面から関心を持っていること



(平成23年度 内閣府による安全保障についての意識調査)

(表3)のように、サイバー安全保障はイメージしづらく、また直接的な被害がないと思われがちな分野である。そのことを示したうえで、詳細について述べていく。

3.3-1 サイバー、ネットについて

主たる戦場である「サイバー空間」と、その特徴について簡潔にまとめ、扱う範囲を明確にしたうえで、サイバー安全保障の定義を述べる。

・サイバー空間(Cyber-space)・・・コンピュータ・ネットワークの中に広がるデータ領域を、多数の利用者によって情報流通が行われる、人為的につくられた仮想空間のことを指す。

[特色] ①端末間ネットワーク②双方向性③距離と時間の超越④レッセフェール(自由放任)型であること

以上の点をふまえて、もう一度サイバー安全保障の定義を出すと、サイバー空間における、国家の情報、インフラ、基幹産業の根本を崩壊させるような、第三者による大規模な情報攻撃、ということになる。

3.3-2 サイバー攻撃の脅威

まず、<日本のサイバー攻撃の現状>について簡単に述べる。

今年度上半期に警察が把握した標的型メールは 201 件で(宇宙、防衛、原子力発電の関連企業からの報告約五千件中)、前年同期比▲351 件(▲63.6%)であった。

把握件数減少の要因は、国内外の情勢に乗じて情報提供等を詐称するメールを関係各方面に大量に送付する「ばらまき型」攻撃の減少。その一方、業務に関連する内容のメールのやりとりを何通か行った上で標的型メールを送付する「やりとり型」攻撃は、昨年1年間で2件であったものが、本年上半期だけで33件確認された。やりとりの内容は、採用に関する質問等が5割強、製品に関する不具合の問合せ等が約3割であった。標的型メールの送信元アドレスは、フリーメールアドレスを使用するものが6割強。送り付けられた不正プログラムの半数は、見かけ上、画像ファイルや文書ファイルに偽装されたもの。

標的型メール攻撃に使用された不正プログラム等による通信の接続先は、米国が約25%、韓国が約17%、香港が約12%、タイが約11%と、そのほとんどが外国。

	ばらまき型	ばらまき型以外
24 年中	88%	12%
25 上半期	24%	76%

(表4)

国内のサイバー攻撃は以前よりも、攻撃対象をしばり、目的をもって攻撃してきていることが分かる。これに対する日本の政策は世界の動きと共に後述する。

次に、実際にどういった攻撃が行われているかについて紹介し、それらの特質・問題点を述べていく。＜攻撃のパターン＞は大別して以下の4点である。

- ・第一に、不特定の相手の PC 端末に対する機能錯乱・破壊
- ・第二に、特定の相手の PC 端末に対する機能錯乱・破壊
- ・第三に、不特定の相手の PC 端末内の情報に対する不正アクセス
- ・第四に、特定の相手の PC 端末内の情報に対する不正アクセス

第一の方法は、「マリシャス・コード(悪意をもった信号)」によるものが多い。「マリシャス・コード」とは、ウィルスやワームの総称で、クラッカーと呼ばれる悪意のあるハッカーが無差別に社会に攻撃を行う手段である。

第二の方法は、「DoS 攻撃(Denial of Service)」や「DDoS 攻撃(Distributed Denial of Service Attacks)」などの攻撃方法でサーバーに負担をかけ、攻撃対象の処理能力を低下させるものである。

第三の方法は、不特定の相手のコンピューター端末内の情報に対する不正アクセスである。これは上記のような不特定多数のコンピューター端末を動員して DoS 攻撃をする前段階として、いつでも「踏み台」にできるよう、ルート権限を奪取しておくなどといった行為は、こうした不正アクセス手段の結果といえる

第四の方法は、PC 端末の中にある情報の窃取もしくは改ざんを目的として行われる不正アクセス、ハッキング行為である。

<特質・問題点>

サイバー安全保障においてその特質、およびそれに依拠した問題として挙げられるのは次の点である。

[特質]

①不正行為を働こうとする主体の多様性と非対称性②匿名性③サイバー攻撃による信頼性の破壊④費用対効果が高い⑤現実の政治的な背景とのつながりが存在する。

[問題点]

- ① クラッカーは集団でも、個人でも攻撃者になる。つまり、個人レベルでのサイバー戦と国家レベルでのサイバー戦に本質的な差などなく、基本的には同一の手法・手口で行われていることがわかる。ここでは、国家間で正規軍が互いに合理的な計算と選択をしながら安全保障利益の確保を求めるといふ、従来型の発想は通用しない。
- ② 匿名性 名義変更、ボットネットなどの偽装工作が行われ、サイバー攻撃の不透明性を出す原因になっている。
- ③ 被攻撃者は信頼を大きく失うため、企業は、公共事業、大企業であるほど被害を公表しにくい。
- ④ 軍事情報が民間のネットにもつながっていれば、ふつうの PC からでも情報を奪いとれる。特別に莫大な投資をしなくて良いことが、低コストというメリットを生んでいる。
- ⑤ 特定の政治的事象がかかわっている場合、サイバー空間でのこともそうでない空間での行為も問題の図式に本質に変化はない。技術的問題だけでなく、そうした政治的要素への理解も重要となりつつある。

3.3-3 世界の動きと日本の政策

ここ半年で、サイバーにおける安全保障は良くも悪くも、前述した特色にふれつつ、格段に進化しつつある。以下に各国における安全保障の動きをまとめる。

米国

9.11 テロ以降、米国はテロに対する体制を強めてきた。アメリカは世界で一番サイバースペースに依拠しており、サイバー技術力を有する国であり、最もサイバー攻撃のターゲットにもされやすい。そのためサイバースペースの防衛に加え、攻撃力にも長けている。(PRISM と呼ばれる情報収集システムをもつ)

2011年7月には、サイバー攻撃にたいしては武力でもって反撃するとも述べている。

その内実は今年、元 CIA のスノーデン氏が語ったとおりである。今後も世界の戦場において、優位にたとうとすることは明確だ。(ドイツ、スペインへの盗聴を認めた)

英国

今年 9 月 29 日、必要性があるとして「サイバー部隊」を創設。400,000 件のサイバー攻撃から政府機関を防衛した実績をもつ。世界で初めて抑止力として、「サイバー空間における攻撃をしていくこと」を公式に明言した。

中国

「61398 部隊」を中心として、各国に対し、官民含め約 13 万人がサイバー攻撃を仕掛けていると推測されている。国家が事業の一環として、若者のハッカー育成に努める。

韓国

F5 攻撃で有名。今年ソウルで開かれた「世界サイバースペース会議」において、初の国際ルールとなる「ソウル原則」をまとめ、「ソウルフレームワークと公約」を採択した。この公約では、長年議論のあったサイバー空間の基本原則を規定。「国連憲章を含む既存の国際法がオンラインでも適用される」こと、「国家の誤った行動に対する責任」について言及した。

ロシア

KGB、マフィアなどの集団を中心に、米国・中国と同等の戦闘能力をもつと認識されている。また、08 年グルジア侵攻の際のサイバー攻撃から、サイバー攻撃の有用性を示し、世界で初めて「民間人による他国のシステム破壊」が行われた例をもつ国でもある。

日本

先進国のなかでもネット化が最も進む国の 1 つ。必要性が高まったことにより、サイバーにおける安全保障を防衛大綱に明記。ASEAN との相互協力を進める。英国とも連携をとることを発表。若手育成事業として、18 歳以下を対象とする「サイバー甲子園」を開催、インフラ防衛などを行う「ホワイトハッカー」の育成を目指す。残念ながら、現状は技術的・法的には周辺国にまだまだ及ばない。

3.3-4 今後の課題

今後に残る課題としては、次の点が挙げられる。

- I. 国際的な規定に、サイバー攻撃の定義を明記し、統一すること。
- II. 国際的なルールに、民間人が攻撃に参加した場合の規定を明記すること。

- Ⅲ. 公平性・安全保障の観点から、地域間のサイバー格差をできるだけ少なくする活動の展開・運用。(先進国・発展途上国間の問題)
- Ⅳ. 国内法にサイバー戦争の際の、民間人の参加に関する明確な規定をつくる。
- Ⅴ. 日本の問題として、国際的な影響力、防衛力を確保するために、警察から自衛隊への防衛範囲の委譲が必要と考える。

4. 弁論にあたって

今回は3つの「安全保障」に関するテーマを、紹介させて頂きました。少しでも興味を持っていただけたら幸いです。

いずれにせよ、私が今回最も伝えたかったのは『政策を訴えるうえで、政策を受け止める主体の脅威を、後手にまわるまえに最大限取り除く、という視点をもつべきだ』ということです。解決案を出す際に、安全保障という側面もあっても良いのではないのでしょうか。

「安全保障」政策の弊害として、安全保障に偏った方針をとりすぎると、必要以上の危機感や不安感を人々に与えてしまうものがあるそうです。逆に言えば、この概念を効果的に盛り込めば、聴衆に対し有効なアプローチをすることが出来るということです。

長々と書かせていただきましたが、ご清聴ありがとうございました。以上で、私の発表とさせていただきます。

6. 参考資料

- 編著：防衛大学校安全保障学研究会、責任編集：武田康弘『安全保障のポイントがよくわかる本 [安全]と[脅威]のメカニズム』 亜紀書房(2007)
- 戸崎純・横山正樹編『環境を平和学する！「持続可能な開発」からサブシステム志向へ』 法律文化社(2002)
- アマルティア・セン(著)東郷えりか(訳)『人間の安全保障』 集英社新書(2006)
- リチャード・クラーク、ロバート・ネイク(著)、北川知子、峯村利哉(訳)『世界サイバー戦争 核を超える脅威』 徳間書店 (2011)
- 伊藤寛(著)『「第5の戦場」サイバー戦の脅威』 祥伝社 (2012)
- 産経新聞：2013年度6月～10月29日までの記事より。
- NHK2013年意識調査：「憲法に関する意識調査」「平和観についての意識調査」
[http://www.nhk.or.jp/bunken/yoron/social/\(2013年10月25日\)](http://www.nhk.or.jp/bunken/yoron/social/(2013年10月25日))
- 内閣府自衛隊・安全保障問題：[http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/\(10月20日\)](http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/(10月20日))
- 三万人のための情報誌 選択：『日本の「水源林」が狙われている』
[http://www.sentaku.co.jp/category/economies/post-99.php\(2013年10月19日\)](http://www.sentaku.co.jp/category/economies/post-99.php(2013年10月19日))
- YAHOO ニュース：「日本の資源安全保障を高めるために」
[http://zasshi.news.yahoo.co.jp/article?a=20130828-00010002-wedge-int\(10月19日\)](http://zasshi.news.yahoo.co.jp/article?a=20130828-00010002-wedge-int(10月19日))
- 水の安全保障、チーム水 [http://www.waterforum.jp/twj/ws/index.html\(10月19日\)](http://www.waterforum.jp/twj/ws/index.html(10月19日))
- 朝日新聞 GROBE：「沸騰する水ビジネス 第6回 水は国家の安全保障問題だ」
<http://globe.asahi.com/feature/090525/side/06.html>
- 東京財団：「11 道県で水源地域保全条例が成立」
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=1131>
- 外務省：日本における人間の安全保障
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/initiative.html>
- 国連大学：「3.11 後の日本における安全保障」
<http://jp.unu.edu/publications/articles/human-security-in-japan-after-the-11-march-disasters-2.html>
- 警察庁：平成 25 年度上半期のサイバー攻撃情勢について 広報資料
<http://www.npa.go.jp/keibi/biki3/250822kouhou.pdf>
- 第一章 サイバー空間における脅威と安全保障・危機管理のあり方
http://www2.jiia.or.jp/pdf/ampo/h13_ampo/1.pdf
- 日立製作所：平成 22 年度 「サイバー攻撃動向等の環境変化を踏まえた 重要インフラのシステムの堅ろう化に関する調査」 報告書
http://www.nisc.go.jp/inquiry/pdf/ken_honbun.pdf
- サイバー攻撃と関連法制度・防衛省防衛研究所
http://www.nids.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j5-1_2.pdf